

令和3年12月22日

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所在地
1	大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田3-3-5

2 入札参加資格停止措置期間 令和3年12月22日から令和4年3月21日まで
(3カ月間)

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事等

4 事実概要

大和ハウス工業(株)は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。

同社は、このことにより、国土交通省近畿地方整備局から令和3年11月17日付けで、建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。

5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程(以下「契約規程」という。)第75条第1項別表第4第13項「建設業法違反」に該当する。

「契約規程」

措置要件	期間
別表第4第13項 ア「建設業法第28条の規定に基づく指示処分を受けたとき。」 イ「建設業法第28条の規定に基づく営業停止処分を受けたとき。」	当該認定をした日から 2カ月以上6カ月以内 当該認定をした日から 3カ月以上9カ月以内